

# 府内産木材等を用いた木造建築物の現地見学会支援事業実施要綱

令和6年5月10日  
(一社) 京都府木材組合連合会

## 第1条 趣旨

この要綱は、一般社団法人京都府木材組合連合会（以下「木連」という。）が、府内産木材利用促進事業（CLT等新技術の啓発支援）実施要領（令和4年9月29日付け4林第465号 京都府農林水産部長通知）（以下「京都府要領」という。）に基づき事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 事業の目的

この事業は、府内産木材を使用した建築物（新築、増築、改築、修繕、模様替）の完成見学会や構造見学会等（以下「見学会等」という。）において、来場者に府内産木材やCLT等新技術のPRを行う取組を支援することにより、府内産木材と新技術の利用拡大を図ることを目的とする。

## 第3条 定義

- (1) 指定認証機関 京都府産木材認証制度実施要綱（平成16年12月28日付け6林第597号農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）第3条の規定により知事から指定を受けた者をいう。
- (2) ウッドマイレージCO<sub>2</sub>京都の木認証書 実施要綱第2条第9号の規定により指定認証機関が発行する書面をいう。
- (3) 京都の木証明書 実施要綱第2条第10号の規定により指定認証機関が発行する書面をいう。
- (4) 府内産木材 ウッドマイレージCO<sub>2</sub>京都の木認証書又は京都の木証明書が発行された木材をいう。
- (5) 緑の事業者 実施要綱第20条の規定により知事の登録を受けた者をいう。
- (6) CLT 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「日本農林規格」という。）第3条により制定された直交集成板の日本農林規格に適用される製品をいう。
- (7) 耐火集成材 日本農林規格第3条により制定された集成材の日本農林規格に適用される製品のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第7号又は第7号の2に定める耐火構造又は準耐火構造を有する製品をいう。
- (8) 大断面集成材 日本農林規格第3条により制定された集成材の日本農林規格第2条に定める大断面集成材をいう。
- (9) CLT等新技術 CLT、耐火集成材及び大断面集成材をいう。
- (10) 施主 当該補助金の交付対象である見学会等の会場となる建築物の整備を行った者のうち、法人、法人格を有さない団体の代表者、個人事業主、その他京都知事が認める者のいずれかに該当する者をいう。

- (11) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 2 条に規定するものをいう。
- (12) 非住宅 商業施設や福祉施設等の住宅以外の建築物（宗教活動や政治活動に用いるものは除く。）であり、仮設のものではないものをいう。

#### 第 4 条 事業の内容等

本事業の事業実施主体、補助対象経費、補助額及び重要な変更は別表 1 に定めるとおりとする。

#### 第 5 条 事業計画書の提出及び事業の実施

補助金の交付申請をしようとする者は、あらかじめ事業計画承認申請書（木連第 1 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、提出するものとする。

- (1) 事業実施主体が施主の場合、見学会等を行う建築物の施主であることを証する書類
  - (2) 誓約書（木連第 2 号様式）
  - (3) 見学会等を開催しようとする建築物の所在地図
  - (4) 見学会等を開催しようとする建築物の構造図面（非住宅の場合）
- 2 木連は、前項の規定により提出のあった事業計画が別表 3 に定める要件を全て満たしていると認めるときは審査を行い、予算の範囲内で承認の上、木連第 3 号様式により申請者に通知するものとする。
- 3 補助金の交付申請をしようとする者は、前項の承認の日から事業を実施できるものとする。

#### 第 6 条 事業計画の変更及び中止

補助金の交付申請をしようとする者は、事業の実施において、補助対象経費の変更を伴う事業計画の変更が生じる場合は、あらかじめ木連と協議を行うとともに、別表 1 に定める重要な変更該当する場合は、遅滞なく、事業計画変更承認申請書（木連第 1 号様式）を木連に提出し、木連第 3 号様式により変更の承認を受けるものとする。

- 2 事業計画書の提出後に補助金の申請を辞退しようとする場合は、事業の中止届（木連第 4 号様式）を木連に提出するものとする。

#### 第 7 条 状況の報告等

木連は、必要に応じ、補助金の交付申請をしようとする者に対し、事業の実施状況に関する報告や現地調査を求めることができる。

#### 第 8 条 交付申請書兼請求書の提出

補助金の交付を申請しようとする者は、見学会等を開催し府内産材の PR を行った後、速やかに交付申請書兼請求書（木連第 5 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、木連に提出するものとする。

- (1) PR の取組に係る詳細資料（チラシ、PR の様子を撮影した写真等（自由様式））
- (2) 府が指定するアンケート調査の結果用紙
- (3) 補助対象経費に係る証拠書類の写し（領収書、請求書等、支払内容及び金額がわ

かるもの)

- 2 交付申請書兼請求書の提出期限は3月3日(月)とし、木連が別に定める場合はその期日とする。

#### 第9条 補助金の交付決定等

木連は、第8条の申請書の提出があったときは、遅滞なく書類検査及び必要に応じて現地検査を実施し、適正と認めた場合は補助金の交付決定及び補助金の額の確定を行い、木連第6号様式により申請者に通知するものとする。

- 2 木連は、前項の規定に基づき確定した補助金を申請者に交付するものとする。

#### 第10条 補助金の返還

木連は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- (2) (1)に掲げる場合のほか、申請者が補助金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合

- 2 申請者は、前項による返還命令を受けたときは、速やかに返還しなければならない。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### 第11条 事業の終了

本事業が事業予算額に達したときは、本事業は終了する。

#### 第12条 経理書類の保管等

補助金の交付を受けた者は、補助事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならない。

#### 第13条 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項については、その都度、木連が京都府と協議して定めるものとする。

#### 附則

この要綱は、令和6年5月24日から適用する。

別表1（第4条、第6条関係）

事業実施主体	補助対象経費	補助額	重要な変更
府内産木材を利用した建築物の見学会等（オンライン開催を除く。）を開催し、府内産木材やCLT等新技术をPRしようとする緑の事業体又は施主	府内産木材を利用した建築物の見学会等の開催に係る経費（別表2）	2月25日までに実施する見学会等の開催に係る別表2に掲げる補助対象経費（※1）に2分の1を乗じて得た額以内の額（※2）（ただし、住宅の見学会等においては10万円、非住宅の見学会等においては20万円を上限とする。）	補助対象経費の3割を超える増減

※1 2月25日までに発生した経費（税抜）に限る。

※2 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表2

補助対象経費（見学会等の開催に係る費用）は次の表に掲げる経費とする。

区分	内容
需用費	本事業に係る印刷製本費とする。
役務費	本事業に係る通信運搬費、手数料及び広告料とする。 （広告においては、他社及び他イベントと併催しないものに限る。）
委託料	本事業に係る広告出稿料、ポスティング料とする。
使用料及び賃借料	本事業に係る会場、貨客兼用車、マイク及び機械等の賃借料並びに有料道路通行料とする。
その他	京都府知事が必要と認める経費

※事業計画承認日から2月25日までの期間外に発生した経費については補助対象としない。

別表 3

事業内容	採択基準
<p>府内産木材を使用した建築物(府内に所在するものに限らない。)の見学会等を開催し、府内産木材やCLT等新技术をPRする取組(オンライン開催は除く。)</p>	<p>以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 見学会等を開催しようとする建築物について、府内産木材を住宅においては10㎡以上、非住宅においては20㎡以上利用していること。</p> <p>また、非住宅においては、上記に加えCLT等新技术を用いていること。(CLT等新技术に係る木材は産地を指定しない。)</p> <p>(2) 見学会等の会期は、1建築物当たり2日間以上であり、他社および他イベントと併催していないものに限る。</p> <p>(3) 参加見込み人数が30名以上であること。</p> <p>(4) 見学会等の会場には、説明者として常時1名以上の人員を配置すること。</p> <p>(5) 見学会等の開催については、インターネット、新聞折込チラシ、テレビ広告、SNS等で周知を行うこと。</p> <p>なお広告媒体においては、府内産木材を使用した建物であることを明示すること。</p> <p>(6) 来場者に対しては、京都府が提供するパンフレット等を用いて府内産木材について次の項目のPRを行い、府内産木材の利用を働きかけること。</p> <p>ア 府内産木材を使用した建物であること</p> <p>イ 新技术が利用されていること(非住宅の場合)</p> <p>ウ 府内産木材(木材)の良さや利用する意義</p> <p>エ 府内産木材利用に対する支援制度(京都府提供)</p> <p>(7) 見学会等の際に、建築物に利用された府内産木材やCLT等新技术が直接目視できない場合は、施工中の写真等を用いてその利用状況を説明すること。</p> <p>(8) 府が指定するチラシ等の配布に協力すること。</p> <p>(9) 府が指定するアンケート調査の配布及び回収に協力すること。</p> <p>(10) 採択は、1事業実施主体につき、5建築物までとする。</p> <p>(11) 採択は、1建築物につき1回限りとする。</p>

木連第1号様式（第5条、第6条関係）

年 月 日

（一社）京都府木材組合連合会会長 様

所在地〒  
申請者（名称）  
代表者名  
連絡先（電話）（ ） -  
緑の事業体登録番号 ○○-MJ-○○

府内産木材等を用いた木造建築物の現地見学会支援事業計画（変更）承認申請書

府内産木材等を用いた木造建築物の現地見学会支援事業実施要綱第5条（第6条）の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金額 円

2 事業計画

開催日時	年 月 日から 年 月 日まで（ 時から 時まで） （開催日が離れている場合） ① 年 月 日（ 時から 時まで） ② 年 月 日（ 時から 時まで）		
物件名	認証(証明)書※ 発行番号（○○-○○○）		
開催場所			
周知の方法	HP・チラシ・DM・広告（新聞、雑誌等）・SNS その他（ ）		
集客予定人数	名		
見学会を行う建物 （○印をつける）	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 修繕 ・ 模様替		
	府内産木材使用量	住宅 10 m <sup>3</sup> 以上	有・無
		非住宅 20 m <sup>3</sup> 以上	有・無
	新技術の種類	CLTの使用	有・無
大断面集成材の使用		有・無	
耐火集成材の使用		有・無	
府が指定する チラシ及びアンケート の希望数	希望数：チラシ及びアンケートそれぞれ_____枚ずつ		

※ウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証、京都の木証明  
(注) 変更の場合は、「1 補助金額」を「1 変更補助金額」、「2 事業計画」を「2 変更の内容」に置き換える。

### 3 事業収支予算書

(単位：円)

種目	事業費 (税抜)	経費内訳		摘要
		補助金 (税抜)	自己負担金 (税抜)	
計				

(注) 変更して申請を行う場合、変更前（前回申請書記載数値）を上段（ ）書きとする。

### 4 添付資料

- (1) 申請者が施主の場合は見学会等を行う建築物の施主であることを証する書類
- (2) 誓約書（木連第2号様式）
- (3) 見学会等を開催しようとする建築物の所在地図
- (4) 見学会等を開催しようとする建築物の構造図面（非住宅の場合）

※CLT等新技术について、どの技術をどこに使用しているか分かるよう、図面上に明示（彩色等）してください。

木連第2号様式（第5条関係）

## 誓約書

- 1 申請者は、府内産木材等を用いた木造建築物の現地見学会支援事業実施要綱第5条に掲げる要件を満たすことを誓約します。
- 2 申請者は、1の誓約の他、府内産木材等を用いた木造建築物の現地見学会支援事業に係る提出書類に虚偽の内容があった場合、補助金を返還することを誓約します。

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(一社)京都府木材組合連合会会長 様



木連第3号様式（第5条、第6条関係）

年 月 日

申請者（名称）  
代表者 様

（一社）京都府木材組合連合会会長

府内産木材等を用いた木造建築物の現地見学会支援事業計画（変更）承認書

年 月 日付けで提出の事業計画書に係る申請については、府内産木材等を用いた木造建築物の現地見学会支援事業実施要綱第5条第2項（第6条第1項）の規定により承認します。

記

1 承認番号 第 号

2 承認金額 円

木連第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（一社）京都府木材組合連合会会長 様

所在地〒

申請者（名称）

代表者名

連絡先（電話）（ ） -

【承認番号】 第 号

府内産木材等を用いた木造建築物の現地見学会支援事業の中止届

年 月 日付けで提出の事業計画書に係る申請については、下記の理由により  
中止します。

記

中止理由

木連第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（一社）京都府木材組合連合会会長 様

所在地〒  
申請者（名称）  
代表者名  
連絡先（電話）（ ） -  
【承認番号】 第 号

府内産木材等を用いた木造建築物の現地見学会支援事業補助金交付申請書兼請求書

府内産木材等を用いた木造建築物の現地見学会支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり実績を報告します。また、併せて補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業実績

開催日時	年 月 日から 年 月 日まで（ 時から 時まで） （開催日が離れている場合） ① 年 月 日（ 時から 時まで） ② 年 月 日（ 時から 時まで）	
物件名	認証(証明)書※1 発行番号（〇〇-〇〇〇）	
開催場所		
周知実績 （※2）	HP	
	チラシ	配布数（ ）枚
	DM	送付数（ ）枚
	広告（新聞、雑誌等）	掲載誌（ ）
	SNS	
	その他（ ）	
来場人数	名	
府が指定する チラシ及びアンケート の配布等実績	チラシ： 枚 アンケート： 枚 ※回収したアンケート用紙は添付資料として提出してください。	

※1 ウッドマイレージCO<sub>2</sub>京都の木認証、京都の木証明

※2 実施した取組項目に○をつけ、実績を記載してください

## 2 事業収支決算書

(単位：円)

種目	事業費 (税抜)	経費内訳		摘要
		補助金 (税抜)	自己負担金 (税抜)	
計				

## 3 補助金振込先

フリガナ		金融機関コード
金融機関名		
フリガナ		店番
本・支店名		
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金      (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> )	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※口座名義人は申請者と同一であること

## 4 添付資料

### (1) PRの取組に係る詳細資料

- ・HP、SNS：画面のハードコピー等
- ・チラシ、DM、広告：印刷物等の原本
- ・写真：見学会の風景及び来場者に府内産木材および新技術（非住宅のみ）のPRを行っている様子（自由様式）

### (2) 府が指定するアンケート調査の結果用紙

### (3) 補助対象経費に係る証拠書類の写し（領収書、請求書等、支払内容及び金額がわかるもの）

木連第6号様式（第9条関係）

年 月 日

申請者（名称）

代表者 様

（一社）京都府木材組合連合会会長

府内産木材等を用いた木造建築物の現地見学会支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった府内産木材等を用いた木造建築物の現地見学会支援事業補助金交付申請書兼請求書については、府内産木材等を用いた木造建築物の現地見学会支援事業実施要綱に基づき下記のとおり条件をつけて交付することとし、第9条第1項の規定により補助金の額を確定しましたので通知します。

なお、同要綱第12条の規定により、本事業に係る証拠書類は適正に管理・保管願います。

記

- 1 承認番号 第 号
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金確定額 円

（条件）

- 1 この補助金に係る法令、府内産木材等を用いた木造建築物の現地見学会支援事業実施要綱（令和6年6月1日付け）等に従うこと。
- 2 この補助金に係る関係書類については、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保管すること。
- 3 補助事業者が上記条件に違反した場合には、補助事業者に対して補助金の全額又は一部を取り消すことがある。